

損害賠償請求事件の和解に係る概要について

1 原告

■■■■■■■■■■

2 被告 亀山市

上記代表者市長 櫻井 義之

3 概要

津地方裁判所に係属中の令和 5 年 4 月 1 1 日付け津地方裁判所令和 5 年（ワ）第 1 5 4 号損害賠償請求事件、亡■■■■■■■■■■氏に対する職員のパワーハラスメントを原因とする人格権侵害の不法行為又は市の安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求について、津地方裁判所から令和 8 年 4 月 2 4 日付け和解勧告により、事案の内容、当事者双方の主張及び証拠を総合的に勘案し、早期解決のための和解を勧告された。

4 経緯等

（1）訴えの内容

元上下水道部課長級職員が、平成 3 0 年度から令和元年度までにかけて、原告に対して、人格又は尊厳を害する発言を長期間にわたり、繰り返し行った。

また、元上下水道部主幹級職員が、平成 3 0 年度から令和元年度までにかけて、原告に対して人格又は尊厳を害する発言を長時間かつ長期間にわたり、繰り返し行った。

これらの行為又は市の安全配慮義務違反を理由として、原告は、市を被告として、令和 5 年 4 月 1 1 日に国家賠償法第 1 条第 1 項等に基づく損害賠償請求事件を津地方裁判所に提訴した。

(2) 裁判経過

津地方裁判所において、当事者双方が主張及び証拠を提出し、令和5年6月29日から令和8年4月27日までの間において、16回にわたって弁論準備手続が行われた。その間、令和5年12月4日には第1回口頭弁論が行われた。

また、第16回弁論準備手続（令和8年4月27日期日）に先立ち、令和8年4月24日付けで津地方裁判所から和解を勧告された。

(3) 市の対応

津地方裁判所からの和解勧告を受け、当該勧告の内容を検討し、市としても原告の死亡により訴訟を承継した遺族とこれ以上争うことは適切でないと判断することから、当該勧告を尊重し和解を受け入れることといたしたい。